

賛助会員及び育成就労会員の除名・改善指導に関する運用要領

第1章 総則

（目的）

第1条 本要領は、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）の賛助会員及び育成就労会員の除名及び改善指導に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本要領において「会員」とは、本法人定款及び賛助会員入退会規程並びに育成就労会員入退会規程に定める賛助会員及び育成就労会員をいう。

第2章 除名

（除名事由）

第3条 本法人は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、賛助会員入退会規程及び育成就労会員入退会規程に基づき、当該会員（除名事由に該当する会員をいう。以下同じ。）を除名することができる。なお、各号に掲げる事由の具体例は別表1に定める。

- (1) 定款、行動規範、その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本要領第8条第1項に規定する改善指導を受けた場合であって、改善指導期間が満了した時点で改善が認められない、又は改善指導の内容を遵守していないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

（調査委員会の設置等）

第4条 理事長は、会員の除名事由に該当する事案が発覚した場合、必要に応じて調査委員会を設置し、調査を命じることができる。

2. 調査委員会は、原則として次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、事案の内容・規模に応じて理事長が適宜委員を選任することができる。

- (1) 弁護士1名
- (2) 理事会からの代表1名
- (3) 事務局からの代表1名
- (4) 必要に応じて外部有識者等1名

3. 調査委員会は、事実確認、関係者ヒアリング、証拠収集等を行い、報告書を理事長に提出する。
4. 理事長は、調査委員会の報告書を理事会に提出する。

（除名手続）

第5条 会員の除名は、理事会が事実確認、当該会員への弁明機会の付与、必要に応じ

て調査委員会の報告等を経て、決議により行うものとする。

2. 除名の決定は、当該会員に書面で通知するものとする。
3. 事務局は、必要に応じて再発防止策を検討し、関係者に周知する。
4. 前各項にかかわらず、会員が別表1に掲げる重大かつ明白な事由に該当すると理事会が認めた場合は、調査委員会の設置、事実確認、弁明機会の付与を省略し、速やかに除名の決議を行うことができる。

（除名の効力）

第6条 除名された会員は、除名決定の日をもって会員資格を喪失する。

2. 除名された会員は、既に納入した会費その他の拠出金の返還を請求することはできない。

（再入会の制限）

第7条 除名された者の再入会については、理事会の決議を必要とする。

第3章 改善指導

（改善指導事由）

第8条 会員が本法人の定款、行動規範、規程その他の規則に違反した場合、または本法人の名誉を傷つけ、目的に反する行為その他理事会が必要と認める事由があった場合であっても、直ちに除名することが相当でないと理事会が認めたときは、当該会員に対し、違反行為の是正、再発防止、適正な運営の確保等を目的として、必要な指導・助言その他の措置（以下「改善指導」という。）を講じることができる。

2. 前項の具体的な事由は別表1に定める。

（改善指導の内容・期間）

第9条 改善指導の内容は、別表2に照らし、違反行為の是正、原因の分析・再発防止策の策定・実施、必要な報告書の提出、関係者への説明、研修・講習の受講、その他理事会が必要と認める措置を含むことができる。

2. 前項の改善指導の内容には、改善指導の期間中に当該会員が新たに特定技能外国人及び育成就労外国人の雇用を行わないことを含むものとする。
3. 改善指導の期間は、標準的には6か月間、最長でも1年間とし、原則として3か月ごとに当該会員に改善状況の報告を求めるものとする。ただし、事案の内容や状況に応じて、理事会が別表2に照らし、期間、内容及び報告頻度を個別に定め、必要に応じて延長または短縮することができる。

（改善指導の手続）

第10条 改善指導の決定は、速やかに当該会員に書面で通知するものとする。

（改善指導の終了等）

第11条 改善指導事由が解消した場合、当該会員は改善内容及び再発防止策を記載した報告書を提出する。

2. 理事会が改善指導事由の解消を認めた場合、当該会員の改善指導は終了する。
3. 理事会は、改善指導事由の解消の判断に当たり、別表2に照らし、違反行為

の是正状況、再発防止策の策定及び実施状況、本法人への協力状況その他必要と認める事情を総合的に勘案するものとする。

4. 改善指導期間が満了した時点で改善が認められない、又は当該会員が改善指導の内容を遵守しないと理事会が判断する場合は、理事会の決議により当該会員を除名することができる。
5. 改善指導された当該会員は、既に納入した会費その他の拠出金の返還を請求することはできない。
6. 理事会は、改善指導が終了した会員に対し、必要に応じて、改善指導終了後1年を目途にフォローアップ（状況確認）を行うことができ、その時期や方法等は、事案の内容や状況に応じて個別に定めるものとする。

（改善指導期間中の会員資格の取扱い）

第12条 改善指導期間中は、本法人の会員資格は継続し、賛助会員のサービスの利用は可能とする。

（雑則）

第13条 本要領は、定款、行動規範、賛助会員入退会規程、育成就労会員入退会規程等に定める事項を補足し、具体的な運用方法を定めるものである。

2. 本要領に定めるもののほか、本要領の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

（改廃）

第14条 本要領の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この要領は、令和8年6月18日から適用する。

別表1 除名事由・改善指導事由 一覧

項目	除名事由	改善指導事由
(1) 法令違反	・ 刑法その他法令に違反し、刑事罰等の処分を受けた場合 ・ 労働法、入管法、最低賃金法等の重大な違反	—
(2) 反社会的勢力との関与	・ 反社会的勢力との関与が判明した場合	—
(3) 本法人の行動規範・規程違反	・ 本法人の行動規範、定款、規程、規則等に重大に違反した場合（再発・悪質性が高い場合）	・ 本法人の行動規範、定款、規程、規則等に軽度に違反した場合（初回・軽度な場合）
(4) 本法人の名誉・信用を毀損する行為	・ 本法人の名誉または信用を著しく毀損する行為 ・ 悪質な風評の流布、虚偽情報の拡散	・ 本法人の信用を損なう行為（初回・軽度な場合）
	・ 本法人からの要請を繰り返し拒否する場合（再発・悪質性が高い場合）	・ 本法人からの要請に一時的に応じない場合
(5) 虚偽報告・不正行為	・ 虚偽報告、書類偽造、証明書類の改ざん等（再発・悪質性が高い場合）	・ 虚偽報告、報告拒否（初回・軽度な場合） ・ 証明書類の不備等
(6) 改善指導の不履行	・ 本法人が定める改善指導の内容が改善指導期間が満了した時点でも改善が認められない場合 ・ 改善指導の内容を遵守しない場合	—
(7) その他	・ その他、理事会が除名すべき正当な事由と認めた場合	・ その他、理事会が改善指導を相当と認めた場合

※（１）（２）の項目について、重大かつ明白な事由として直ちに除名する。

※（３）（４）（５）（７）の項目について改善指導を行う場合、改善指導期間は標準的には６か月間、最大でも１年間とし、原則として３か月ごとに改善状況の報告を求めるものとする。また、改善指導事由の解消後、理事会は必要に応じて１年を目途にフォローアップ（状況確認）を行うことができる。事案の内容や状況に応じて、理事会が個別に期間や報告頻度、フォローアップの可否を定めることができる。

別表2 改善指導の内容・期間及び改善指導事由の解消にかかるガイドライン

(1) 改善指導の内容

- 改善指導の内容は、事案の内容や状況に応じて、下表に照らし、違反行為の是正、原因の分析・再発防止策の策定・実施、必要な報告書の提出、関係者への説明、研修・講習の受講、その他理事会が必要と認める措置を個別に定める。
また、改善指導の内容には、改善指導期間中に当該会員が新規の特定技能外国人及び育成就労外国人の雇用を行わないことを含めるものとする。

(2) 改善指導の期間

- 改善指導期間は標準的には6か月間、最長でも1年間とし、原則として3か月ごとに改善状況の報告を求めるものとする。
ただし、事案の内容や状況に応じて理事会が個別に期間や報告頻度を定めることができる。

(3) 改善指導事由の解消にかかる勘案事項と具体例

- 改善指導事由の解消の判断に当たっては、下表に照らし、違反行為の是正状況、再発防止策の策定及び実施状況、本法人への協力状況その他必要と認める事情を総合的に勘案するものとする。

勘案事項	具体例
違反行為の是正状況	当該違反行為が停止され、又は是正されていること。 例：違反行為の停止、不適切な行為の是正、必要な届出や手続の完了。
原因の分析状況	違反行為等が発生した原因について、適切な分析が行われていること。 例：管理体制の不備、社内ルールの未整備、教育不足等の把握。
再発防止策の策定	違反行為等の再発を防止するための具体的な措置が策定されていること。 例：社内規程の整備、チェック体制の構築、研修会の開催。
再発防止策の実施	策定された再発防止策が実際に実施されていること。 例：社内研修の実施、管理体制の見直し。
報告書提出・説明	必要な報告書の提出、関係者への説明。

(4) フォローアップ

- 改善指導が終了した会員については、必要に応じて、改善指導終了後1年を目途にフォローアップ（状況確認）を行うことができる。
フォローアップの方法は、書面報告、ヒアリング、現地確認等とし、時期や方法は理事会が個別に定める。